# 第6回 松本市動物愛護管理推進懇談会

# 資 料

令和6年7月4日(木) 松本市保健所 食品・生活衛生課

## 本日の懇談会

### (報告)

- 1 前回以降の市の取り組みについて
  - (1) 普及啓発について
  - (2) 地域猫活動について

### (懇談)

- 1 動物愛護センター機能のあり方について
  - (1) 市が考える動物愛護センター機能

#### 事務連絡

## (報告)

## 1 前回以降の市の取り組みについて

- (1) 令和5年12月以降に実施したもの
  - ① 講演会「地域の猫問題を解決するために〜人と猫が 共生し快適に暮らせる松本市を目指して〜」 (松木信賢先生)
  - ② 鑑札・注射済票の封筒に「犬の飼い主さんへ」(チ ラシ)を封入
  - ③ 狂犬病予防注射集合会場で注意喚起・啓発P0Pを掲示
  - ④ 保健所ホームページの掲載内容の見直し、新規追加
  - ⑤ 動物の飼い方月間事業(駅前チラシ配布、ヤングスクール)
  - ⑥ ホームセンターによる掲示協力

① 講演会「地域の猫問題を解決するために〜人と猫が共生し快適に 暮らせる松本市を目指して〜」 松木信賢先生

【来場者アンケートより】

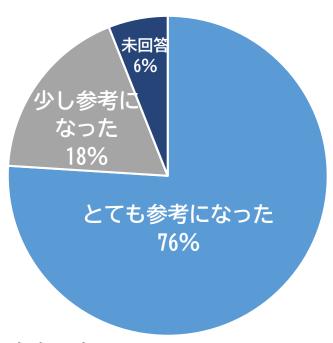
- ・猫のためと考えていたが、市民が生活 しやすくするためとして地域猫活動が 広がれば理解されやすいと気づいた。
- TNRをしてえさやりをしていますが、 トイレを用意することを知りませんで した。
- 猫の習性が分かって良かった。猫の飼い主に苦情を直接伝えるのが難しい。
- ・飼い猫、飼われていない猫を問わない 不妊化手術の補助制度をつくるべき。



猫の被害で困っている市民、行政 担当者、福祉関係者、地域猫活動 を始めたばかりの活動者、すでに 活動しているボランティアなどが 参加

### ① 講演会アンケート結果

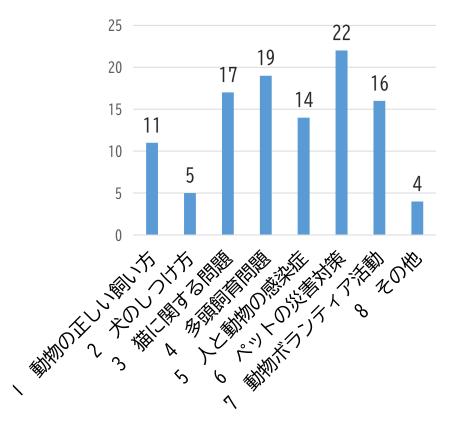
#### 参考になったか



参考にならなかった 0% どちらともいえない 0%

「参考になった」 94% 「参考にならなかった」 0%

#### 今後希望する講演会



災害対策、多頭飼育、猫に関する テーマの希望が多い

### 鑑札・注射済票の封筒に「犬の飼い主さんへ」(チラシ)を封入

#### だの間は1主さんへおねがり

#### 『鑑札』、『注射済票』を犬に必ず着けてください!

- 「鑑礼」と「注射深票」を犬に魅けることが、法律により義務付けられています。
- 鑑札、注射済票を置けておけば、犬が迷子になっても、その番号から飼い主さんのもと へ返すことができます。
- また、迷い犬対策として、住所や電話器号を記した名札を着けましょう。



#### 2 毎年、狂犬病予防注射を受けさせましょう!

大に、毎年狂犬病予防注射を打たせることは、飼い主の難察です。

(1) 注射の時期

年度に1回、4月1日から6月30日の間 ※犬を最初に飼い始めた年度は、犬を飼って:

#### (2) 注射を受けられる場所

イ 市が実施する集合注射(4月~5月に実施

(3) 注射の届出(注射が済んだら)

注射後、証明書を持参して、市役所に届出が 届出をすると「注射済業」が交付されます。

伝える

## 飼い始めと

年に一回の注射に合わせて 保健所からのメッセージを

#### 3 マナーとルールを守って犬との快適な生活を送りましょう!

- (1) 放し飼いは県の条例によって禁止されています
- 大は必ずつないで飼いましょう。散歩中も放してはいけません。

#### (2) 散歩はトイレの時間ではありません

- 業尿の処理は飼い主の義務です。
- 排泄を済ませてから、散歩に行きましょう。
- 散歩中に排泄してしまった場合は、ベットシーツなどでオシッコを吸い取ったり。 水などできれいに洗い流すようにしましょう。
- 散歩のときも犬の糞は必ず持ち帰り、可燃ゴミとして処理しましょう。
- 糞の放置は、市の条例で禁止されています。

「。夜間は屋内に入れる、つなぐ場所を変える たらないようにしましょう。

多します。

が保健所に届出を行わなければなりません。

374

ベットショップなどでは、大を販売する際に、必ずマイクロチップを装着させてい ます。マイクロチップには、所有者の名前や住所などの情報を登録する必要がありま す。マイクロチップが装着されている犬を、ベットショップから購入したときや、住 所変更などで登録に変更があるときには、必ず変更登録をしましょう。

※マイクロチップの登録をしていても、市役所での犬の登録は必要です。 【マイクロチップの登録に関する連絡先】

犬と猫のマイクロチップ情報登録環境大臣指定登録機関

公益社団法人 日本默医師会 TaO3-6384-5320

#### 【間い合わせ先】

松本市保健所 食品·生活衛生課(松本市島立 1020) Tet0263-40-0706

【犬の登録、注射等の手続きに関するホームページ】 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/231/1631.html



#### 3 犬を飼うときには必要な手続きを行

#### (1) 新たに犬を飼い始めた場合(犬の登録)

大を飼い始めてから、30日以内に市役所で登録してください。 登録をすると「鑑札」が交付されます。

#### (2) 犬の登録に変更が生じた場合

大を登録したときに申請した内容に、変更が生じた場合は、30 日以内に市役所で変 更の届出をしてください。

#### (変更が必要な場合)

- 飼い主が変わったとき(新しい飼い主が届出)
- ・犬を飼う場所や飼い主の住所が変わったとき(犬を飼う場所の市町村に届出)
- 飼い主の氏名が変わった場合(結婚等)
- ・犬の登録内容が変わった場合(体格、犬の名前など)

#### (3) 犬が亡くなった場合

大が死亡した場合は、30日以内に、届出と鑑札の返却が必要です。



③ 狂犬病予防注射集合会場で注意喚起・啓発POPを掲示



犬がフンをしたら 飼い主さんが 片づけましょう

#### (昨年まで)

- ・糞を放置して帰る
- ・片付けるよう注意すると 怒る飼い主も

#### (今年度)

- ・来場者の目に触れるよう にメッセージを掲示
- ・犬が排せつしたら飼い主 に声をかけた



- ・放置される糞が減少
- ・多くの飼い主が自ら気づいて片付けた

④ 保健所ホームページの掲載内容の見直し、新規追加

探したい内容がタイトルから見つけにくい



#### タイトルと内容を見直し

順番	現行	変更後	
1	新しい飼い主を募集します(譲渡希望)	新しい飼い主の募集	変更
2	迷い動物の情報	ペットの迷子情報	変更
3	ペット(犬猫等)の情報	ペット(犬・猫等)の飼い方	変更
4	ペットの災害対策	同行避難と対策ガイドに分割	変更
5	犬の飼い主情報	犬の登録・狂犬病予防注射	変更
6		地域猫活動	新設
7	動物取扱業等の登録・許可	動物取扱業、特定動物等	変更
8	市の取組み	市の取組み。	

#### ④ 保健所ホームページの掲載内容の見直し、新規追加

#### 新規

- □ ペットを飼い始める前によく 考えましょう
- ペットから人に感染する病気 に気をつけましょう
- □ 猫は室内で飼いましょう
- □ 狂犬病を正しくしりましょう
- □ ペットの災害対策研修会
- □ 犬・猫を飼えなくなったとき

### 知りたい内容、発信したい 内容に沿った表現に変更

#### 更新

- □ 松本市動物愛護管理推進懇談会
- □ 地域猫の不妊去勢手術費を補助しています
- □ 令和5年度 地域猫の不妊去勢手術費の補助金
- □ 地域猫活動を推進しています
- □ ペットが死亡したとき(旧タイトル:ペットの火葬について)
- □ペットの災害対策ガイド(旧タイトル:ペットの災害対策)
- □ ペットと同行避難できるようにしておきましょう(旧タイトル:ペットの災害対策)
- □ 令和6年度 地域猫の不妊去勢手術費の補助金

#### ⑤ 動物の正しい飼い方普及月間事業



JR松本駅前で長野県職員と一緒に「ペットの災害対策」のチラシとウエットティッシュを配布

様々な年代や、ペットを飼っていない 人も対象とした普及・啓発



松本市「ヤングスクール」で 「ペットの飼い方講座」を実施 長野県動物愛護センター松澤先生 を講師に迎え、動物から得られる 癒しと飼い主の責任について講義。 高校生から70代まで参加。

#### ⑥ ホームセンターによる掲示協力

→保健所が新しい飼い 主を募集している動物 の情報

→行政が発行する、飼い方や 義務、飼い主のマナーに関す る啓発チラシ



この店舗では、保護団体 による譲渡会が毎月一回 行われており、保護犬猫 に関心のある市民が多く 来場する



ホームページを見ていない人(パソコンやスマホを持たない人)にも 保健所が発信する情報を見てもらえる

## 1-2 地域猫活動について

### (1) 補助金の概要

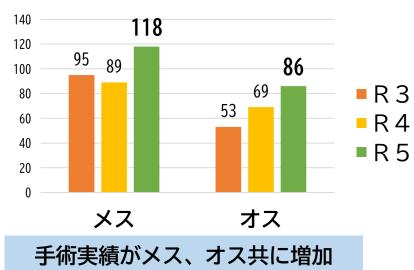
対象の猫	市の登録を受けた団体が管理する地域猫
対象経費	市内の動物病院で実施する不妊・去勢手術費
補助額	メス猫(不妊手術): 上限 16,500円 オス猫(去勢手術): 上限 8,800円

### (2) R5実績

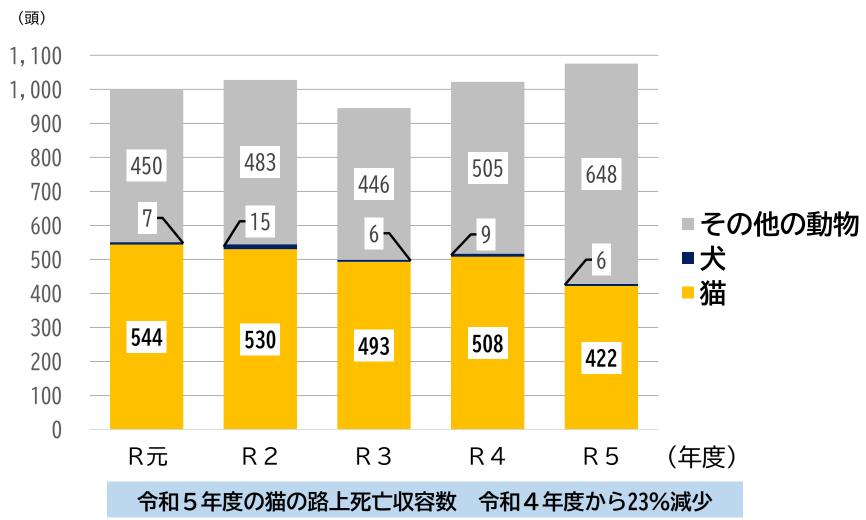
ア 登録数

- (7)登録団体 21団体
- (1)登録地域猫 328匹
- イ 手術頭数
  - (ア)メス 118匹
- (イ)オス 86匹 計204匹
- ウ 手術実施率 62.2%
- 工 補助額 2,151,900円

#### 地域猫手術頭数



### 路上死亡動物の収容数



## 1-2 地域猫活動について

### (3) 効果

- ア 糞尿被害が減った、活動していただいてありがたい、との声
- イ 地域猫活動者、活動場所、経緯を市が把握できるようになった
- ウ 「地域猫」という言葉が市民に知られるようになった

### (4) 課題

- ア 餌とトイレの管理の徹底
- イ 周辺住民への周知
- ウ 捕獲ができない個体をどうするか
- エ 事務手続きの簡素化、事務処理のスピード
- 才 実態把握
- カ 手術費以外(餌代、治療費、寒さ対策)などの支援に関する要望

## (懇談)

1 動物愛護センター機能のあり方について

## 1-1 市が考える動物愛護センター機能

#### (1)動物の愛護及び管理に関する法律に基づき行う業務

#### (動物愛護管理センター)

#### 第三十七条の二

都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務(中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。)を行うものとする。
- 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検 査に関すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- **五** 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

#### 松本市は長野県からの事務移譲も併せて一から六の全ての業務を実施

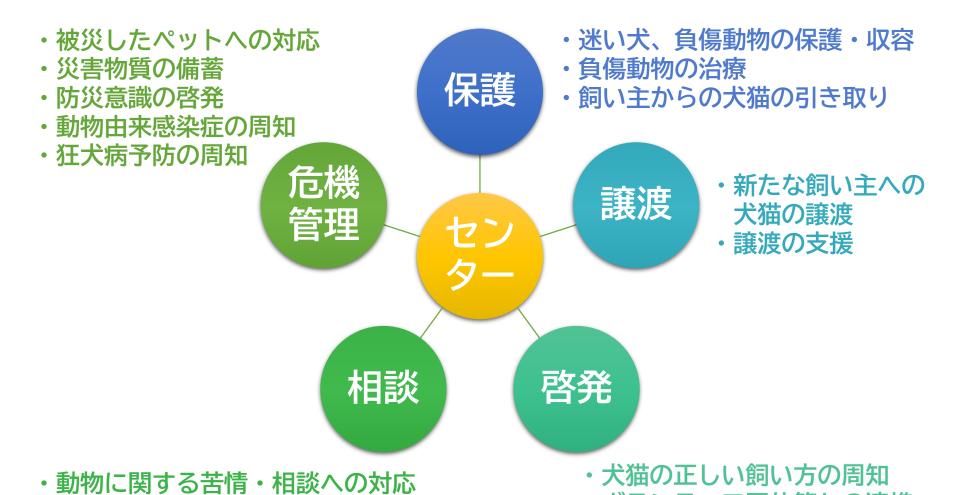
## 1-1 市が考える動物愛護センター機能

### (2)動物愛護センターの機能・役割

	機能	役割	R 5件数
1	保護活動	・迷い犬、迷い猫、負傷動物の保護・収容	3 7頭
		・負傷動物の治療	8頭
		・飼い主からの犬猫の引取り	45頭
2	譲渡推進	・新たな飼い主への犬猫の譲渡 46頭	
3	普及啓発	・犬猫の正しい飼い方の周知 ・ボランティア団体等との連携 — — ・ボランティアの育成	
4	相談支援	・動物に関する苦情・相談への対応 (うち、生活環境被害の苦情)	406件 (73件)
		・多頭飼育問題への対応	5件 (52回)
5	た機管理・被災したペットへの対応危機管理・災害物資の備蓄 ・日頃の防災意識の啓発 ・動物由来感染症、狂犬病予防の周知		—

#### (3) 動物愛護センターの機能・役割(イメージ)

・多頭飼育問題への対応



・ボランティア団体等との連携

・ボランティアの育成

## (2) 市の現状と課題

	現状	課題
1-1	保健所で収容できない動物は、 ボランティアに引取りを依頼	→ ボランティアの負担が増加
1-2	負傷動物の治療は、獣医師会や 県に業務委託	→ 保健所での応急処置に限界
2	動物の譲渡を希望する市民は、 画像で譲渡対象の動物を確認	→ 譲渡手続きに時間と手間を要する
3	動物を使った正しい飼い方の 講習会が開催できない	→ 動物の習性の理解に限界
4	市民の来所による飼育相談に、 ペット同伴で対応できない	→ ペットの状況把握に限界
5-1	被災による放浪ペットの収容場所 がない	→ ボランティア等民間頼みの状態
5-2	放浪ペットの捕獲器やケージ、飼 育用品の災害物資の備蓄場所がない	→ 災害時に迅速な対応ができない

## 事務連絡

## 今年度の主な予定

時期	予 定	
4月~	地域猫の不妊去勢手術費の補助金 受付開始	
4月15日~ 5月25日	狂犬病予防注射の集合注射 全46回	
6月	動物の正しい飼い方普及月間 ※県事業への協力	
7月7日~7月31日	ペットの写真コンテスト募集・審査	
9月1日	市総合防災訓練(中山地区)	
9月	ペットの災害対策研修会(予定)	
9月20日~ 9月26日	動物愛護週間 ペットの写真コンテスト入賞作品展示	
11月	講演会(予定)	
10月1日~12月31日	ガバメントクラウドファンディングの実施	

### 2 議事録の確認のお願い

- ・後日、本日の議事録を松本市ホームページに掲載します。
- ・委員の皆様に、議事録(案)を郵送またはメールでお送りしますので、 ご確認をお願いします。

### 3 第7回の懇談会について

- ・11月に第7回懇談会の開催を予定します。
- ・11月上旬を目途に、委員の皆様に日程をご連絡します。